

幼稚園型認定こども園高崎商科大学佐藤幼稚園のしおり(重要事項説明書)

〈2025年度入園版〉

1 運営主体

運営者の名称	学校法人 高崎商科大学
代表者氏名	理事長 森本 淳
所在地	高崎市根小屋町741
電話番号	027-347-3399

2 高崎商科大学佐藤幼稚園の概要

名称	幼稚園型認定こども園 高崎商科大学佐藤幼稚園
所在地	高崎市大橋町18-1
電話番号	027-323-9512
施設長氏名	永井 智江
開設年月日	平成31年4月
利用定員	1号認定子ども(教育標準時間認定) 105人 2号認定子ども(保育認定)30人 3号認定子ども(保育認定)10人
本園の基本理念・方針	明るく伸び伸びとした子ども 心身ともにたくましいこども 情操豊かな社会性ある子ども の育成を目指す。

3 施設の概要

敷地 面積	3,567㎡
建物	・鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ床面積1,036㎡ ・木造 2階建て 延べ床面積161㎡
主に使用する施設の 内容	・保育室 7室 面積404㎡ ・遊戯室 1室 面積110㎡ ・園庭 面積2,096㎡ ・建物その他敷地面積1,637.42㎡ ・上下ホール面積137㎡ ・職員室(保健室) 面積49㎡ ・多目室 面積44.32㎡ ・相談室 面積16㎡ ・マミーズハウス(認可外保育施設 佐藤幼稚園プレスクール)1階81㎡ ・マミーズハウス(多目室)2階80㎡
設備の種類	全館冷暖房 有り マミーズハウス 床暖房 有り

4 教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

1号認定こども（教育標準時間認定）

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育時間	午前10時～午後2時
預かり保育 （一時預かり）	保育のある月曜日～金曜日：午前8時00分～午前8時30分（母就労等） （別途追加料金あり）教育時間終了後～午後6時00分（別途追加料金あり） ※長期休業中 午前8時30分～午後5時まで（別途追加料金あり） ※夏休み・冬休み・春休み
休園日	<学年始休業日> 4月1日～4月7日
	<夏季休業日> 7月21日～8月24日
	<冬季休業日> 12月24日～1月7日
	<学年末休業日> 3月25日～3月31日
	<その他> 11月22日（学園記念日） 群馬県民の日 10月28日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 臨時休業日 非常災害、その他急迫の事情がある時又は、伝染病予防の 為、園長が休業を必要と認めた日

2号認定子ども・3号認定こども（保育認定）

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 月曜日～金曜日 午前7時30分～午後6時30分（11時間） 土曜日 午前7時30分～午後1時30分 【保育短時間認定を受けた方】 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後16時30分（最大8時間） 土曜日 午前8時30分～午後1時30分
延長保育	保育短時間（8時間）の前後に保育を希望する場合は、開所時間内において延長保育を実施する。 月曜日～金曜日：午前7時30分～午前8時30分 土曜日：午前7時30分～午前8時30分 保育時間終了後～午後6時30分まで（別途追加料金あり）土曜を除く
開所時間	月曜日～金曜日：午前7時30分～午後6時30分 土曜日：午前7時30分～午後1時30分
休園日	日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

一日の流れ(1・2・3号)

	1号認定	2号認定		3号認定	
7:30～8:30 ※1号・新2号は8:00～	早朝預かり願いを届済みの方	短時間認定児	標準認定児	短時間認定児	標準認定児
8:30～9:00		早朝預かり	随時登園	早朝預かり	随時登園
	随時登園	随時登園		随時登園	
10:00～	クラス活動 1号・2号共に過ごします。			クラス活動 おやつ	
11:00～				昼食	
12:00～	昼食・クラス活動			排泄・午睡	
14:00	降 園	プレイルーム		目覚め	
14:00～16:30	希望者のみ 預かり保育			クラス活動	
16:30～18:00	随時降園			延長保育	プレイルーム
～18:30		随時降園	随時降園	随時降園	随時降園

1号から2号への年度途中の移行は2号が定員を満たしている場合は難しいです。年度ごとの移行の検討をお勧めします。

また、夏休みのみの移行などできません。

5 職員体制（令和7年4月1日現在）

職 名	人 数
園長	1人
園長補佐	1人
教頭	1人
主幹教諭	2人
保育教諭	11人
非常勤保育教諭	6人(産休保育教諭1人)
預かり担当非常勤職員	1人
バス運転職員	2人
事務職員(非常勤職員)	1人
栄養士	1人
調理員	1人
園医(佐藤小児科 佐藤 英生医師)	1人
園歯科医(武井歯科 武井 謙司歯科医師)	1人
園薬剤師(薬剤師会 田中 由一薬剤師)	1人

6 年間行事予定（状況によって変更になる場合もあります。）

月	行 事 内 容
4月	入園式・1学期始業式(1号)・歯科検診・内科検診(1・2・3号)・父母の会総会・保育参加(年長・中)・避難訓練
5月	プール教室開始(満2歳・満3歳以外)・保育参加(年少)・親子遠足・避難訓練
6月	歯磨き指導・花さかキッズ・じゃがいも掘り・誕生日会・避難訓練
7月	七夕会 ・高原幼稚園(年長)・避難訓練・1学期終業式・夏休み(1号)
8月	2学期始業式・軽減保育(1号)・避難訓練
9月	誕生日会・内科検診(2・3号のみ)・避難訓練
10月	リスクラブ(交通安全指導)・運動会 さつまいも掘り・くり拾い(年長)・幼稚園祭り・避難訓練
11月	保育参観(全各年)・誕生日会・避難訓練
12月	お遊戯会・お餅つき・避難訓練・2学期終業式・冬休み(1号)
1月	3学期始業式・避難訓練
2月	節分・誕生日会・保育参観(中・少・満3歳)・避難訓練
3月	保育参観(年長)・希望者保育参観(3号)・避難訓練・お別れ会・卒園式・修了式

※英語・キッズダンス・Doプール・体操・茶道・美術は、年度当初の年間行事予定表及び月の園便りにてお知らせいたします。

7 給食について

給食の方針	全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を供給してもらえるようにしています。食を通じた「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理し、食事を整えてくれた人への感謝の気持ち、命を大切にすることなどを育みます。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(又は指示書)を提出してください。個別にご相談の上、診断書(又は指示書)に基づき、給食の食材を確認し除去可能なものは除去食・代替食で対応します。引き渡し表等を用いて誤配膳を防止するとともに、食事中に誤食が発生しない体制を整えています。
衛生管理	1・2号は、直接搬入ですが給食室で衛生的に保管します。 3号(2歳児)は委託業者担当者が決められたマニュアルに沿って衛生管理を行っています。

8 保護者と幼稚園型認定こども園高崎商科大学佐藤幼稚園の連絡について

- (1) 本園では、1・2号のお子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。本園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、連絡帳を活用します。日々の保育に役立てる為また子どもたちの成長を促すためにお知らせいたします。
- 3号・満3歳のお子さんは健康状況、食事の様子、排泄について、れんらくノートを活用します。
- ※急を要することや、問題があると思われる場合は、直接対応させていただきます。

- (2) 体調、欠席、バス通園、課外保育、預かり保育に関しては保護者の方がバスキャッチの専用アプリを使って連絡をしていただきます。締め切り時間がございますのでご注意ください。緊急を要する場合は電話での連絡もお願い致します。
- (3) 毎月1回月末に翌月の園だより、クラス便りを発行します。行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。れんらくアプリでもお知らせ致します。

9 健康診断について

- (1) 毎年園医が1号は年1回、2・3号は年2回健康診断を、歯科健診は園歯科医が1・2・3号を年1回実施します。結果について、個別にご家庭にお知らせします。
- (2) 毎月、身長・体重を測定はれんらくアプリの身体計測欄に入力し家庭にお知らせします。

10 利用していただく上で留意していただくこと

- (1) 1号子どもの登園は午前8時30分～9時00分までをお願いします。9時00分よりクラス活動が始まります。園の決められた事由により早朝保育8時00分から8時30分の間を希望する場合は事前にお話してください。
- (2) 当日に欠席の連絡、又は登園が遅れることを連絡する場合、バスキャッチの専用アプリを使って決められた時間に入力してください。
- (3) 1号子どもは、原則として、午後2時15分までのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れる時には、バスキャッチの専用アプリを使って入力をしてください。入力が12時を過ぎる場合は電話連絡もお願いします。

※行事や季節により時間が変則的な場合があります。

- (4) 2・3号子どもの保育標準時間認定及び短時間認定の方で早朝保育が必要で利用される方の登園は、7時30分より9時00分までをお願いします。
- (5) 2・3号子どものお迎えは各々の事情によって園との決められた規則通りのお迎え時間を守っていただきます。
- (6) 2・3号子どもの当日の欠席や遅刻等は、バスキャッチの専用アプリにて7時30分までに園に電話でご連絡ください。
- (7) お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温を致します。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。
- (8) 麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザ等の学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に治癒証明書を記入してもらい登園してください。
- (9) 熱が37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。また、登園後、37.5℃を超えた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。
- (10) 医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。

11 賠償責任保険の加入

- ・施設・施設業務 1名当たり1事故につき1億円 人格権侵害1名あたり1事故100万円
- ・生産物(給食)O157等 1名当たり1事故につき 1億円

12 緊急時の対応について

お子様に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

園バスでの事故等の対応についてはマニュアルに沿って措置を講じます。

1 3 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画	平成29年10月策定、届出済
防火管理者	高橋 彩香(資格:甲種防火管理者)
避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 消防署立会の総合訓練を年1回実施します。
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。
防犯設備	自動ドアロック、防犯カメラ、さすまたを備えています。
避難場所	園庭南門前

<気象警報発令時の対応について>

台風や大雪等、気象警報が発令された場合は、園長の判断において園の臨時休園及び始業時間・降園時間の変更を決めます。又、保護者の方には、園よりバスキャッチで連絡をいたします。

1 4 虐待防止のための措置について

(1) 本園では、園児の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講じます。

- ・人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- ・職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- ・虐待の防止や人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- ・その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに高崎市、児童相談所等適切な機関に通報します。

1 5 教育・保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

教育・保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記の窓口まで、面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付します。

・相談・苦情受付担当者 井出 美奈子(教頭)

・相談・苦情解決責任者 永井 智江(園長)

受付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、保護者会等で周知いたします。

1 6 個人情報の保護について

(1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。

(2) 小学校への円滑な接続に資するため、就学児童の育ちを支えるものとして、教育の提供に当たり知り得たお子様の情報を、小学校あるいはその他の特定教育・保育施設等へ提供することがあります。

(3) 本園では、ホームページの保護者のページやブログにてお子様の園での様子や行事の様子を掲載させていただいております。できるだけ個人が特定できないよう撮影をしておりますが、もし掲載が許可いただけない場合は、入園から1カ月以内にその旨をお申し出ください。

17 保護者負担について

(1)入園に要する費用の負担

入園等受入準備費(入園願書提出時):50,000円(当園卒園・在園児のきょうだいあるいは、1年保育(年長)で入園を希望する幼児については20,000円を減免します。)

入園手数料(5,000円)入園申し込み時に納入となります。

(2)入園後の費用負担

保護者の方は、入園後、以下の費用について負担をお願いします。

①毎月の保育料:1・2号利用者負担額無償

②預かり保育料1号認定 (通常)午後5時まで600円 午後5時30分まで700円午後6時まで800円

午前8時00分～8時30分まで100円 ※母親就労及び緊急な事情
(長期休業中)春・夏・冬 午前8時30分～午後5時まで 1,200円

③新2号:預かり保育の無償化対象のことで認定申請の手続きが必要です。

1号認定の方で保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)を受けた方

※満3歳児クラス(3歳になってから最初の3月31日までの間のお子さん)については、これに加え、
保護者が市町村民税非課税世帯であることが要件となっています。

利用料は月ごとに「実際に支払った預かり保育の利用料」と「450円×実際に預かりを利用した日数」
で計算された額とを比較して少ないほうの額(上限11,300円(満3歳児については16,300円)が
無償化の対象となります。

④延長保育 2・3号(短時間認定) 保育短時間の前後に保育を希望する場合は、

※開所時間内に延長保育を実施する

月曜日から金曜日	午前7時30分～午前8時30分	250円
	午前8時00分～午前8時30分	100円
	午後4時30分～午後5時30分	150円
	午後4時30分～午後6時30分	250円
土曜日	午前7時30分～午前8時30分	250円
	午前8時00分～午前8時30分	100円

※開所時間 月曜日～金曜日 午前7時30分～午後6時30分 土曜日 午前7時30分～午後13時30分

⑤特定負担額

公的な給付額を超えて本園独自の付加的サービスを行うために、次の費用を負担いただきます。

・施設維持充実費(年額):64,800円(毎月分納)(使途:園の施設、環境の整備の為)

・保育活動充実費(年額):12,000円(毎月分納)(使途:外部講師による指導に係る経費)

※1・2号(3号は満3歳より)

⑥実費負担額

次の費用について実費を負担いただきます。これらの費用は、その都度書面でお知らせします。

・制服代・かばん代:男児約46,270円、女児約45,020円 新学期教材費:約6,500円(年少)

・絵本代 年間6,000(年長・中)5,520円(年少)5,040円(満3歳)

・遠足代:実費相当額(例年 親子1組6,200円程度です。)

・教材費(年額):12,000円(毎月分納)(使途:保育に必要な教材を購入する為)

- ・1・2号給食等費:副食(牛乳・麦茶等を含む)340円+主食60円=400円※口座引き落とし
次のいずれかに該当する子どもについては、副食費を減額いたします。

(1) 国基準免除対象者

年収 360 万円未満相当の世帯及び小学校 3 年生までの範囲の第 3 子以降
1 食 主食(60 円)×給食日数のみ納入していただきます。

(2) 国基準免除対象者以外の第 3 子以降の子ども

副食費月額 4,900 円または、245 円×月の給食日数(20日を超える場合は20日とする)
のいずれか少ない額が副食費より差し引かれ副食費の差額と主食費1食(60 円)×給食日数
を納入していただきます。

※お休みした場合も定額での提供となります。

(令和 6 年度実績)

- ・2号おやつ代:一ヶ月 1,000 円 ※口座引き落とし
- ・3号給食等費:給食の提供に係る利用者負担はありません
- ・スクールバス代:月額4,000円(利用者のみ口座引き落とし)※令和5年4月1日施行
- ・写真代:1枚(600円~1,000円)
- ・卒園積立金(3,000円×8ヵ月 年長のみ)
- ・卒園アルバム代:1冊13,100円※卒園積立金の中から 年長のみ
- ・父母の会会費:年額12,000円(毎月分納)(父母の会が管理します) ※口座引き落とし
- ・その他、お子様の所有又は専用する物品等で、別途書面によりお知らせする費用の実費
- ・作物収穫費等(じゃがいも・さつま芋代等)

(3) 上記①の保育料と特定負担額及び実費負担額の一部は、4月分から口座からの引き落としとします。

引き落としが間に合わない場合は、現金で集金します。

(4) その他の実費負担額は、月初め集金袋にて集金します。(集金袋の領収印が領収の印と致します。)

(5) 負担金を領収した場合は、口座引落しの場合を除いて、領収書を発行します。

(6) 休園や途中退園の場合、すでにお支払いいただいた費用について、妥当と思われる事由の場合は、園の判断により返金に応じる場合もあります。

(7) 上記のほか、以下の物品については、ご家庭で用意・持参いただきます。

園での生活に必要なと思われる物。例(タオル・コップ・その他)

1 8 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用者の内定

①1号認定子ども:本園が定めた選考方法によります。

②2号・3号子ども:市町村が行う利用調整によります。

(2) 利用の決定

利用契約書の締結によります。

(3) 退園について

以下に該当する場合は教育・保育の提供を終了します。

- ・退園の申出が保護者からあったとき。
- ・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む)。
- ・利用継続が不可能であると市が認めたとき。
- ・その他、利用を継続するにあたって重大な支障又は困難が生じたとき。